

区の地球温暖化対策の方向性について

区では、板橋区環境基本計画 2025 をはじめ、板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)や板橋区環境教育推進プラン 2025 など、環境に関する各種計画を策定し、環境や社会情勢の変化にも対応しながら、環境行政を効果的・多角的に進めている。一方、環境行政を取り巻く状況はこの数年で大きく変化しており、特に地球温暖化対策を巡る動向は、区の環境行政を推進する上で看過できない状況となっている。

こうしたことから、国内外における動向や、区の現状及び課題、今後の区の方向性について以下に整理する。

1 国内外の主な動向

(1) 世界の動向

- ① 平成 27(2015)年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標(SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全加盟国により採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を 2030 年に向けて統合的に解決する強い意思が共有された。
- ② 平成 27(2015)年 12 月にフランス・パリで開催された COP21 において「パリ協定」が採択され、世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることについて、国連気候変動枠組条約全加盟国が参加する国際枠組みが史上初めて合意された。

(2) 国内の動向

- ① パリ協定への対応として、国は、平成 28(2016)年 5 月に地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガスを 2030 年度に平成 25(2013)年度比で 26%削減するとした。また、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を掲げた。
- ② 国は、平成 28(2016)年 5 月に、SDGs の実施を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする「SDGs 推進本部」を設置した。また、同年 12 月には、2030 アジェンダの実施にかかる重要な挑戦に取り組むための国家戦略として、SDGs 実施指針を策定した。【P.3「補足 1」参照】
- ③ 国は、平成 30(2018)年 4 月に第五次環境基本計画を策定し、SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、経済・社会的課題の「同時解決」を実現して、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくなどとした。
- ④ 東京都は、平成 28(2016)年 3 月に、東京 2020 大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」をめざす、東京都環境基本計画を策定した。地球温暖化対策としては、2030 年までに東京の温室効果ガス排出量を平成 12(2000)年比で 30%削減することを目標として掲げた。

2 区の現状及び主な課題

(1) 現状

- ① 区の地球温暖化対策として、区内全域を計画の対象とした「区域施策編」(平成25(2013)年3月策定)と、区が自ら実施する事務事業全般を計画の対象とした「事務事業編」(平成28(2016)年3月)の2つの地球温暖化対策実行計画を策定し、取り組みを推進している。それぞれの温室効果ガス排出量の削減目標は、区域施策編が、平成32(2020)年度までに平成2(1990)年度比1.8%の削減、事務事業編が、平成30(2018)年度において平成26(2014)年度比3.8%削減となっている。
- ② 区の環境行政に関する総合的かつ長期的な方針を示すことを目的として、平成28(2016)年3月に板橋区環境基本計画2025を策定し、取り組みを推進している。本計画は、環境に関する各分野に対応した6つの基本目標から成り、取り組みの方向性や目標値等については、各個別計画と相互に関連している。

(2) 主な課題

国や東京都は、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる」とした、パリ協定の内容を見据えた計画をすでに策定している。一方、区の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、パリ協定以前の平成24(2012)年度に策定し、現在もこの計画に基づいて取り組みを推進している。区が計画を策定した当時は、東日本大震災の発生に伴って国によるエネルギー政策等を巡る不透明な情勢が続き、国の目標や動向を踏まえた削減目標を定めることが困難であったため、区内での実現性を重視した削減目標を設定している。こうしたことから、区の計画の目標は、国や東京都の計画をはじめ、パリ協定を踏まえた目標水準と乖離が生じており、この点が課題となっている。【P.4「補足2」参照】

3 今後の区の方向性

SDGsやパリ協定といった国際的なコミットメント、国による地球温暖化対策計画や第五次環境基本計画等の策定など、近年における国内外の動向を鑑みると、区の環境行政を取り巻く状況は大きく変化している。また、地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから、国際的に人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとなっている。

こうした背景を踏まえ、平成32(2020)年度が目標年次となっている区の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、国内外の社会経済情勢の変化等に即した目標の見直しと対策強化の早急な検討が必要である。また、今年度中に改定を行う区の地球温暖化対策実行計画(事務事業編)については、“我慢”の節電から、“スマートで快適”な節電を実現し得る新たなモデル事業等を検討するなど、対策の強化を検討していく。さらに、地球温暖化対策実行計画と連関する板橋区環境基本計画2025についても、国の第五次環境基本計画等も考慮しながら、見直し等を検討する必要がある。

区は今後、地球温暖化対策の視点を、「我慢すること」や「負担」としてではなく、新たな成長の「機会」として捉え、地球温暖化対策の各種施策の検討や計画改定等を行っていく。

■ SDGs実施指針について

持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要

● **ビジョン**:「持続可能で強靱、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」

● **実施原則**: ①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任

● **フォローアップ**: 2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【8つの優先課題と具体的施策】

①あらゆる人々の活躍の推進

■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実

③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性の向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市

⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築

⑦平和と安全・安心社会の実現

■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進

②健康・長寿の達成

■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応

④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進

⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源

⑧SDGs実施推進の体制と手段

■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援

